○総務省告示第三百二十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第五十一号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百五十一号（税務システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の税務システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県横浜町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	令和八年総務省告示第百五十号（以下「告示」という。）別表第一の0160003の項、0160011の項、0160057の項、0160058の項、0160064の項、0160071の項、0160115の項、0160126の項、0160129の項及び0160144の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫	告示別表第一の0160011の項、0160019の項、0160034の項、0160043の項、0160046の項、0160050の項、0160051の項、0160052の項、0160058の項、0160059の項、0160064の項、0160071の項、0160077の項、0160081の項、0160091の項、0160095の項、

改正前

一　［同上］

地方公共団体	機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県君津市、東京都品川区、東京都世田谷区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、愛知県知多市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	令和八年総務省告示第百五十号（以下「告示」という。）別表第一の0160003の項、0160011の項、0160057の項、0160058の項、0160064の項、0160071の項、0160115の項、0160126の項、0160129の項及び0160144の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県天童市、山形県中山町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県か	告示別表第一の0160011の項、0160019の項、0160034の項、0160043の項、0160046の項、0160050の項、0160051の項、0160052の項、0160058の項、0160059の項、0160064の項、0160071の項、0160077の項、0160081の項、0160091の項、0160095の項、